

様式第十三（第五十八条第四項関係）

要措置区域台帳

八王子市

整理番号	整－29－3	指定年月日・指定番号	平成29年6月2日・要－9	所在地	八王子市千人町一丁目5番23、24の各一部	
調製・訂正年月日	平成29年6月2日 調製、平成31年2月15日 訂正（舗装により一部解除、形質変更時要届出区域に指定）					
要措置区域の概況	工場用地 工場跡地				面積	188.38m ²
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）				有 ・ 無		
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあっては、その旨				—		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				—		
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成29年3月29日	鉛及びその化合物		含有量基準 ・溶出量基準 第二溶出量基準		（株）環境管理センター
	平成29年3月29日	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準 第二溶出量基準		（株）環境管理センター
	平成29年3月29日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準 第二溶出量基準		（株）環境管理センター
	平成29年3月29日	ほう素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準 第二溶出量基準		（株）環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成30年8月22日 （平成30年8月27日）	平成30年10月23日	観測井戸設置及び絞り込み調査、舗装	谷津 萬紘	有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

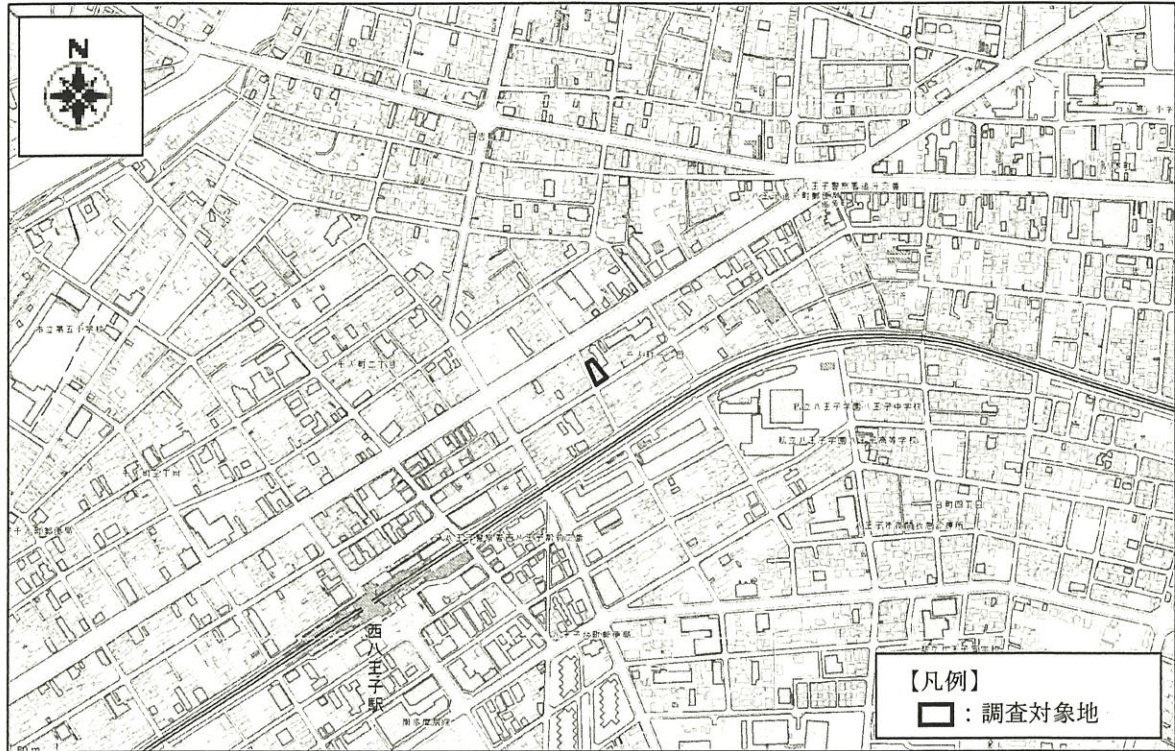
調査対象地の概要

調査対象地：東京都八王子市千人町一丁目 5 番地 6（住居表示）

東京都八王子市千人町一丁目 5 番 23、5 番 24（地番表示）

対象地面積：380.40m²（工場設置認可申請書より）

調査対象地位置を図-1 に示す。



出典：地理院地図（国土地理院）

図-1 調査対象地位置

(3) 区画の設定

調査区画は、敷地の北端に起点をとり、単位区画（10m×10mメッシュ）を設定した。その後、同一起点から30m間隔で引いた線により分割された30m格子（30m×30mメッシュ）を設定した。なお、格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた格子を、起点を中心として右回りに50度2分49秒回転している。

本調査では、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含む区画を「全部対象区画」とした。

(4) 調査地点の設定

「全部対象区画」では、単位区画ごとに有害物質の取り扱いの可能性が高い場所に調査地点を設定した。概況調査の調査地点を図7-2に示す。

A-1-6：2台設置されている研磨機のうち、使用頻度の高い機械の直近に調査地点を設定した。
A-1-9：廃水と汚泥が最も移動され则认为られる場所に調査地点を設定した。

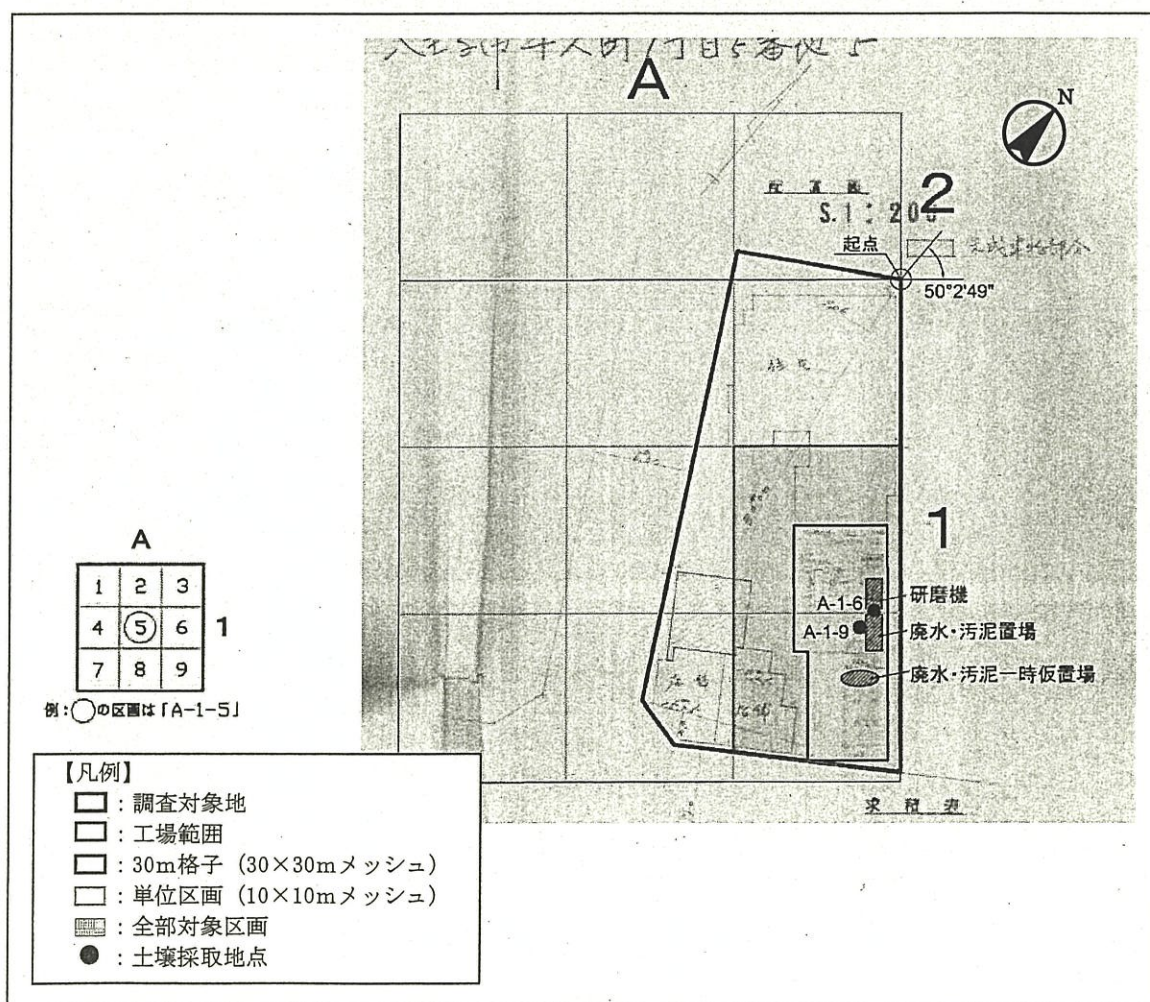


図7-2 概況調査地点

(7) 調査結果

概況調査結果を表 7-2、図 7-4 に示す。

表 7-2 概況調査結果

項目 (単位)		調査地点	A-1-6	A-1-9	基準	第二溶出量基準
土壌溶出量	カドミウム及びその化合物 (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物 (mg/L)		0.13	0.22	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物 (mg/L)		0.069	0.24	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)		3.1	7.5	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物 (mg/L)		23	33	1 以下	30 以下
土壌含有量	カドミウム及びその化合物 (mg/kg)		<1.0	<1.0	150 以下	—
	鉛及びその化合物 (mg/kg)		230	360	150 以下	—
	砒素及びその化合物 (mg/kg)		<10	<10	150 以下	—
	ふっ素及びその化合物 (mg/kg)		<100	140	4000 以下	—
	ほう素及びその化合物 (mg/kg)		480	1000	4000 以下	—

- 備考) 1. 基準は、「土対法」に定められている“汚染状態に関する基準”である。
 2. 土壌含有量については、乾燥固型物当りの測定値である。
 3. 「 」は基準不適合を示す。
 4. 「 」は第二溶出量基準不適合を示す。

8. 詳細調査

(1) 調査対象項目

調査対象項目を表 8-1 に示す。

表 8-1 調査対象項目

項 目		
第二種 特定有害物質	鉛及びその化合物 /	土壌溶出量 / 土壌含有量 / 地下水 /
	砒素及びその化合物 / ふっ素及びその化合物 / ほう素及びその化合物 /	土壌溶出量 / 地下水 /

(2) 調査地点の設定

調査地点は、概況調査で基準不適合が確認された A-1-6 及び A-1-9 の 2 地点とした。
詳細調査の調査地点を図 8-1 に示す。

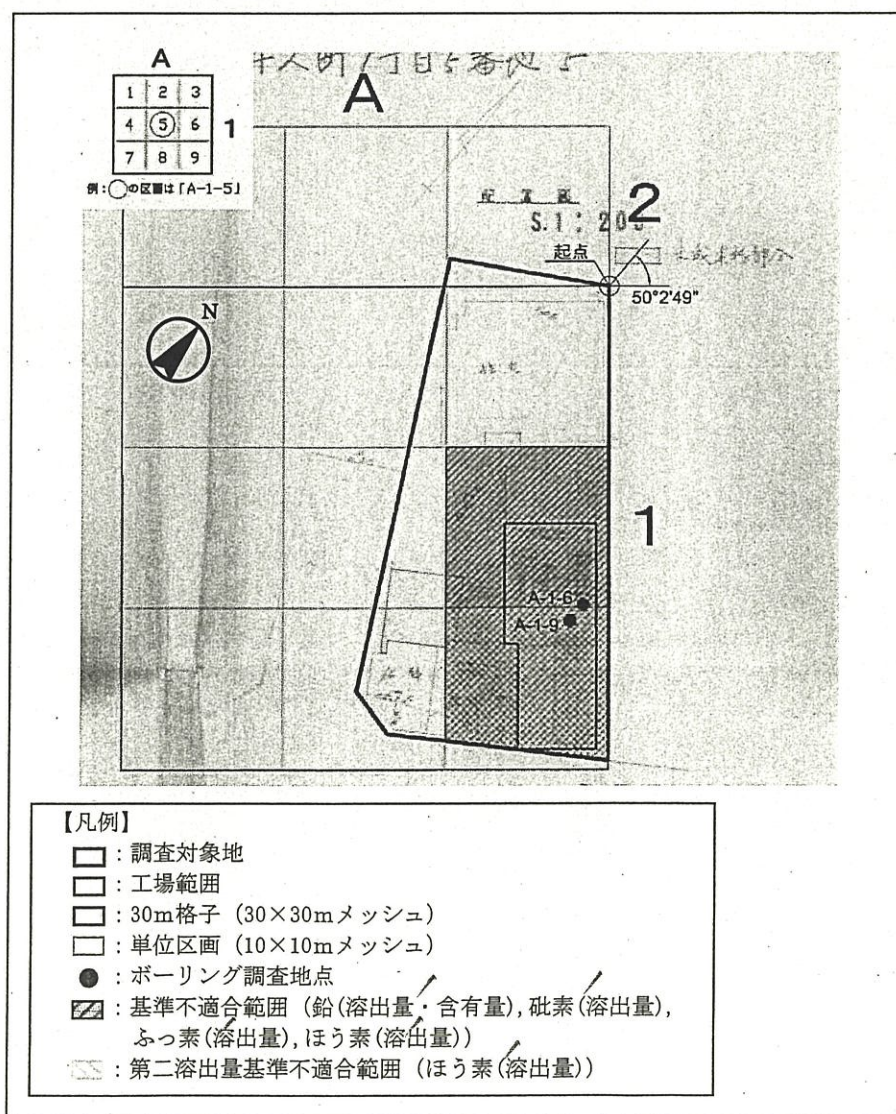


図 8-1 詳細調査地点

(5) 調査結果

詳細調査結果を表 8-2、図 8-3 に示す。

表 8-2 詳細調査結果

調査対象項目 調査地点		第二種特定有害物質						
		調査深度		鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物	鉛及び その化合物
		GL	KBM	土壌溶出量 (mg/L)			土壌含有量 (mg/kg)	
A-1-6	0～-0.5m	-0.024～ -0.524m	0.13※	0.069※	3.1※	23※	230※	
	-1.0m	-1.024m	0.30	0.062	1.3	18	280	
	-2.0m	-2.024m	0.008	0.001	0.49	2.1	51	
	-3.0m	-3.024m	0.006	0.002	0.35	2.0	<10	
	-4.0m	-4.024m	—	—	—	4.8	—	
	-5.0m	-5.024m	—	—	—	2.1	—	
	-6.0m	-6.024m	—	—	—	1.8	—	
	-6.5m	-6.524m	—	—	—	<0.1	—	
	-7.0m	-7.024m	—	—	—	<0.1	—	
	-8.0m	-8.024m	—	—	—	<0.1	—	
	地下水		<0.001	<0.001	0.20	<0.1		
A-1-9	0～-0.5m	-0.023～ -0.523m	0.22※	0.24※	7.5※		360※	
	-1.0m	-1.023m	0.068	0.016	0.25	21	97	
	-2.0m	-2.023m	0.002	<0.001	0.12	2.8	<10	
	-3.0m	-3.023m	<0.001	<0.001	—	17	—	
	-4.0m	-4.023m	—	—	—	3.4	—	
	-4.5m	-4.523m	—	—	—	1.9	—	
	-5.0m	-5.023m	—	—	—	1.0	—	
	-6.0m	-6.023m	—	—	—	<0.1	—	
	地下水		<0.001	<0.001	0.18	0.1		
基 準			0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下	150	
第二溶出量基準			0.3 以下	0.3 以下	24 以下	30 以下		
地下水基準			0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下		
単 位			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/kg	

備考) 1. 基準は、「土対法」に定められている「汚染状態に関する基準」である。
2. 土壌含有量については、乾燥固型物当りの測定値である。
3. 「—」は分析未実施を示す。
4. 「※」は概況調査の結果を示す。
5. 「」は基準不適合を示す。
6. 「■」は第二溶出量基準不適合を示す。
7. 「—」は対策深度を示す。

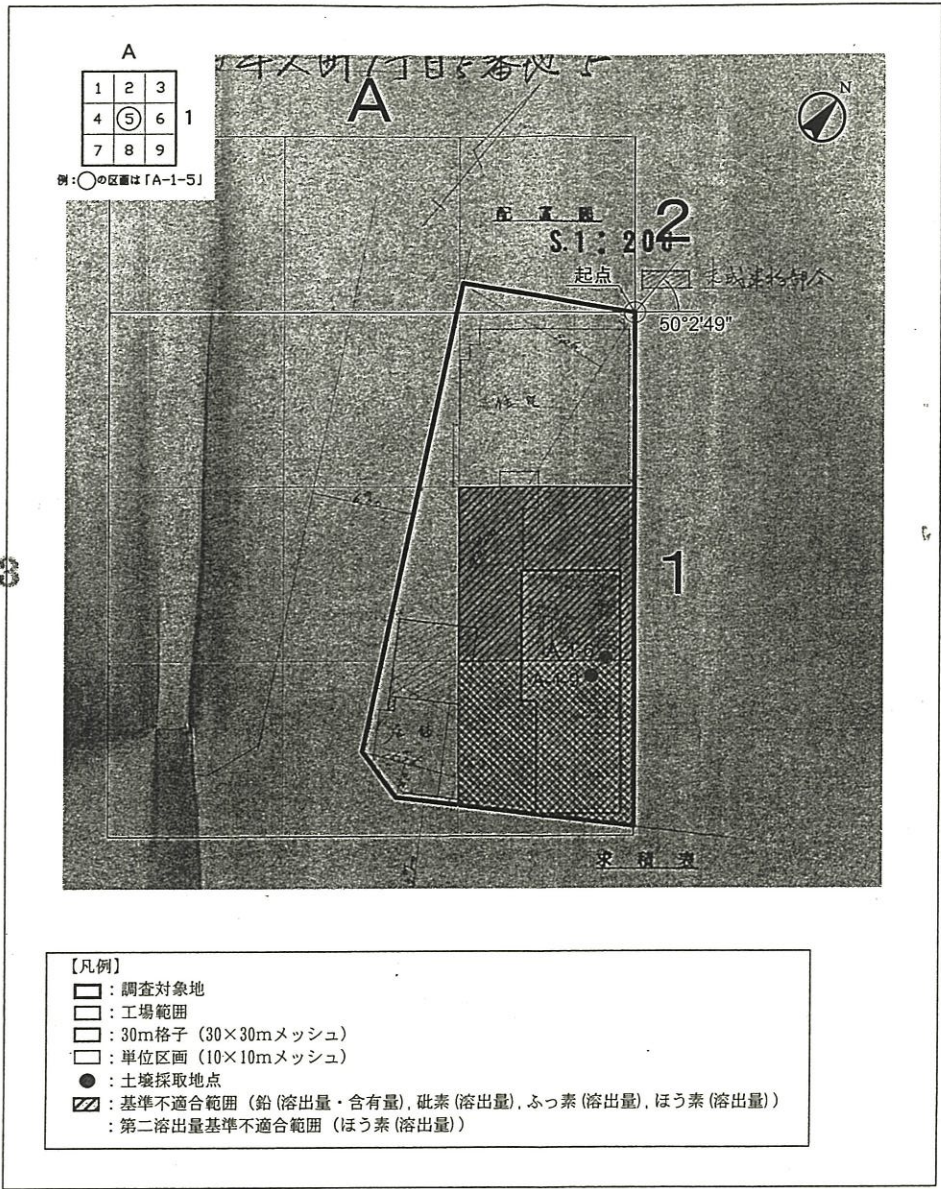


図 8-3 詳細調査結果

(3) 調査地点

本調査では、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第2版」に示されている方法に従い実施した。平面範囲の絞り込みを行うため、基準不適合地点と区画境界の間の4方向のうち、A-1-6は西側の1方向、A-1-9は西側と南側の2方向に調査地点を設定した。

絞り込み調査地点を図3-1に示す。

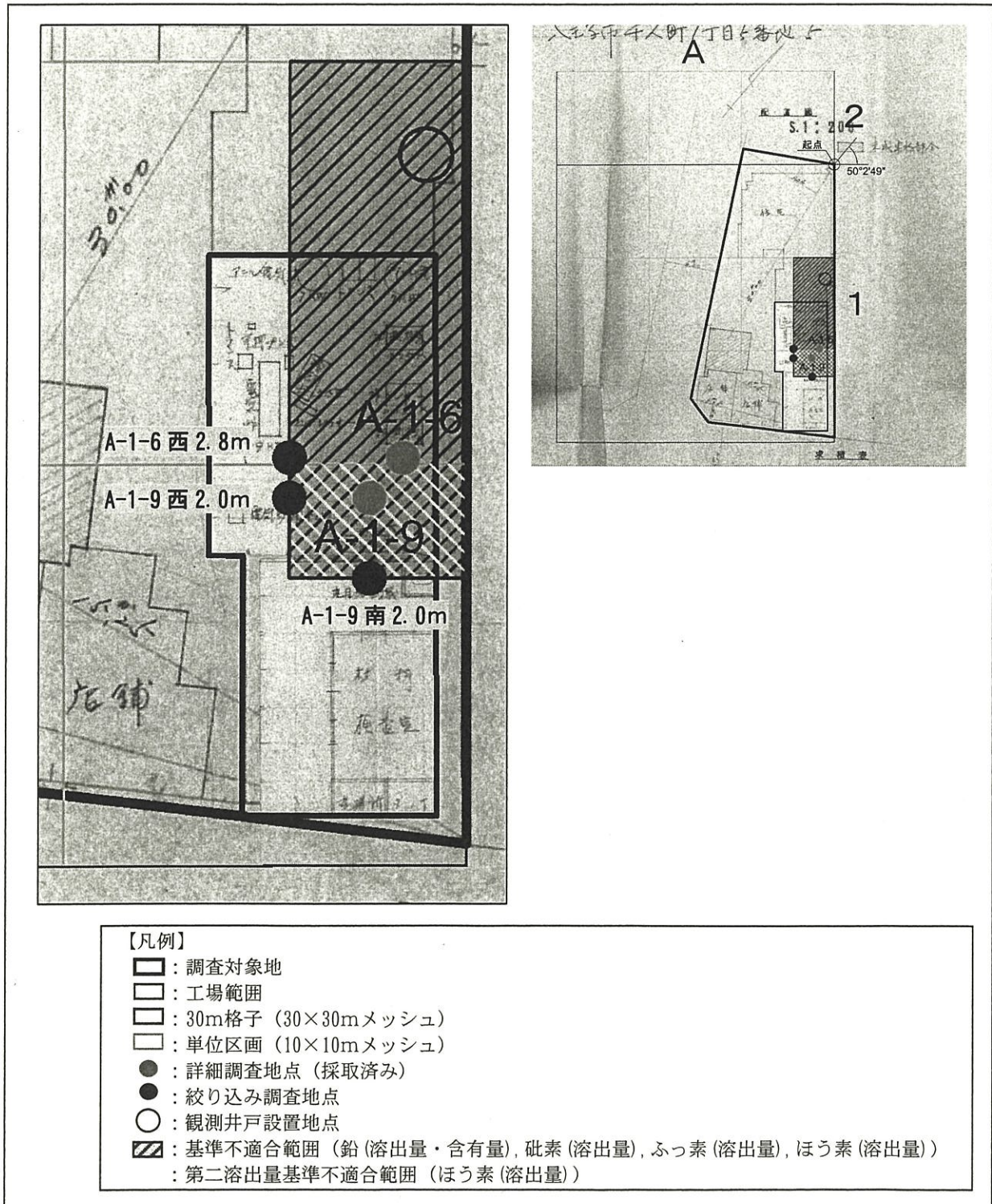


図3-1 絞り込み調査地点

4. 調査結果

絞り込み調査の結果を以下に示す。

濃度計量証明書、現場写真及びボーリング柱状図は添付のとおり。

調査対象項目 調査地点	第二種特定有害物質					
	調査深度		鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物
	GL	KBM	土壌溶出量 (mg/L)			鉛及び その化合物 土壌含有量 (mg/kg)
A-1-6 西 2.8m	0～-0.5m	+0.027～ -0.473m	<0.001	<0.001	0.15	0.1
	-1.0m	-1.024m	<0.001	<0.001	0.09	<0.1
	-2.0m	-2.024m	<0.001	<0.001	0.09	<0.1
	-3.0m	-3.024m	0.001	0.001	0.12	<0.1
	-4.0m	-4.024m	—	—	—	<0.1
	-5.0m	-5.024m	—	—	—	<0.1
	-6.0m	-6.024m	—	—	—	<0.1
	-6.5m	-6.524m	—	—	—	<0.1
	-7.5m	-7.524m	—	—	—	<0.1
基 準			0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下
第二溶出量基準			0.3 以下	0.3 以下	24 以下	30 以下
単 位			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

- 備考) 1. 基準は、「土対法」に定められている“汚染状態に関する基準”である。
2. 土壌含有量については、乾燥固型物当りの測定値である。
3. 「—」は分析未実施を示す。
4. 調査対象地には高低差があるため、採取深度(KBM)は詳細調査と合わせている。

調査対象項目 調査地点	第二種特定有害物質					
	調査深度		鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物
	GL	KBM	土壌溶出量 (mg/L)			鉛及び その化合物 土壌含有量 (mg/kg)
A-1-9 西 2.0m	0～-0.5m	+0.025～ -0.475m	<0.001	<0.001	0.14	0.4
	-1.0m	-1.023m	0.002	<0.001	<0.08	0.2
	-2.0m	-2.023m	0.006	0.002	0.08	<0.1
	-3.0m	-3.023m	0.011	0.006	—	<0.1
	-4.0m	-4.023m	0.006	—	—	0.1
	-4.5m	-4.523m	—	—	—	0.2
	-5.0m	-5.023m	0.007	—	—	0.1
	-6.0m	-6.023m	—	—	—	0.1
A-1-9 南 2.0m	0～-0.5m	+0.144～ -0.356m	<0.001	<0.001	0.13	0.6
	-1.0m	-1.023m	<0.001	<0.001	0.15	1.0
	-2.0m	-2.023m	0.001	<0.001	0.09	<0.1
	-3.0m	-3.023m	0.003	0.002	—	1.0
	-4.0m	-4.023m	—	—	—	1.5
	-4.5m	-4.523m	—	—	—	1.2
	-5.0m	-5.023m	—	—	—	0.8
	-6.0m	-6.023m	—	—	—	0.3
基 準			0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下
第二溶出量基準			0.3 以下	0.3 以下	24 以下	30 以下
単 位			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

- 備考) 1. 基準は、「土対法」に定められている“汚染状態に関する基準”である。
2. 土壌含有量については、乾燥固型物当りの測定値である。
3. 「—」は分析未実施を示す。
4. 「」は基準不適合を示す。
5. 「—」は対策深度を示す。
6. 調査対象地には高低差があるため、採取深度(KBM)は詳細調査と合わせている。

5. 施工範囲

アスファルト舗装の施工範囲を図 6-1、表 6-1 に示す。

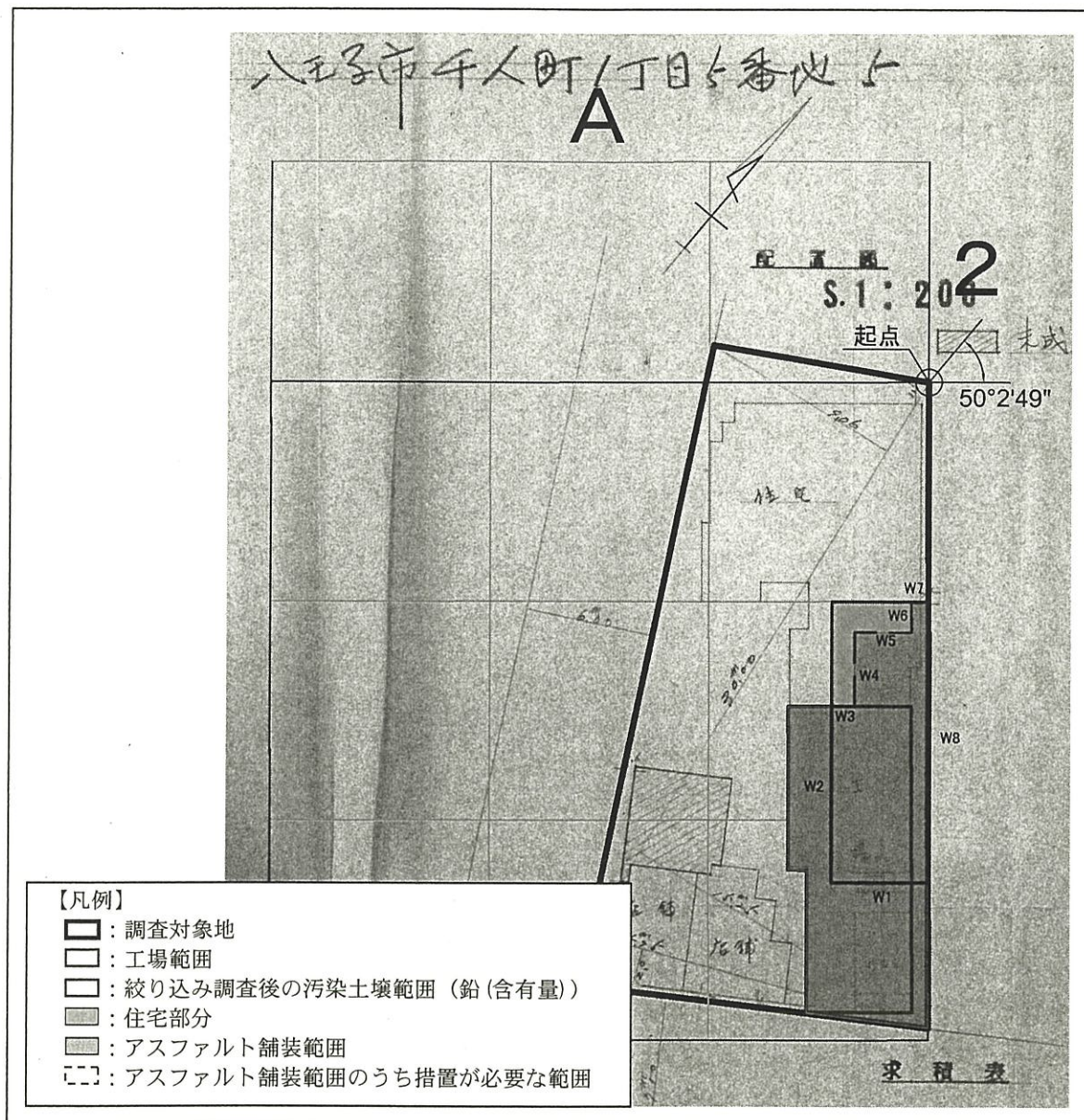


図 6-1 施工範囲（概念図）

表 6-1 施工範囲（措置が必要な範囲）

W1	4.85m
W2	7.66m
W3	1.41m
W4	3.65m
W5	2.75m
W6	1.75m
W7	0.76m
W8	13.10m
措置範囲	51.29 m ²

【計算式】 $(W1 \times W2) + ((W5 + W7) \times W4) + (W6 \times W7)$

備考) 寸法は実測距離を示す。